

一般社団法人「こどもの応援団」TEIEN 会員規約

制定 令和7年4月3日

(総則)

第1条 (目的)

本会員規約は、一般社団法人「こどもの応援団」TEIEN (以下「当法人」という。)の定款に基づき会員制度について定めるものとする。

第2条 (会員)

当法人の会員とは、定款に定められた当法人の目的に賛同して、指定する手続きに基づき入会を申し込み、代表理事によって入会を承認された個人、法人または、団体であり次の5種とする。

正会員：当法人の目的に賛同し、自らの立場や専門性を活かし当法人の目的達成のために積極的に協力する、個人、法人または団体とし定款に定める当法人の社員をもって正会員とする。また、前年度末の名誉会員、参画会員の中から選出された代表者も正会員としての資格を有する。

参画会員：当法人の目的に賛同し、日々の活動に積極的に参画して下さる個人。

協力会員：当法人の目的に賛同し、第三者的視点から当法人の運営に協力して下さる個人。

賛助会員：当法人の目的に賛同し、活動を応援して下さる個人、法人または団体。

名誉会員：本団体に大きく貢献した個人。

(入会及び退会)

第3条 (入会)

当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

第4条 (入会申込みの不承認)

当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が確認された場合、入会申込みの承認を得ることができないことがある。

- ① 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
- ② 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- ③ 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- ④ その他、当法人が会員と認めることを不適当と判断した場合。

第5条 （有効期間）

1. 本規約に基づく会員有効期間は、会員更新日の前日までとする。
2. 更新日を指定し、各年の4月1日と10月1日とする。ただし、新規入会日が次の更新日まで2ヶ月以内の場合、その次の更新日をはじめの更新日とする。
3. 期間の2週間前までに、会員から当法人に対し、退会届を出した場合を除き、更に会員期間を半年ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第6条 （会費）

1. 入会金及び、会費は、次に定める通りとする。
正会員：入会金 15,000 円
会費 2,500 円/月
参画会員：入会金 15,000 円
会費 5,000 円/月
協力会員：入会金 15,000 円
会費 2,500 円/月
賛助会員：入会金 0 円
会費 1,000 円/月（団体・法人の場合 10,000 円/月）
名誉会員：入会金 0 円
会費 0 円
2. 会費は半年分毎に前納とし、当法人に一括で振り込むものとする。ただし、新規入会時のみ次の会員更新日の前日までの会費を支払うものとする。
3. 当法人が請求し、会員がすでに収めた会費については、当法人の非が認められる場合を除き、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第7条 （変更の提出）

1. 会員は、その名称、会員代表、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに予定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。
2. 会員が、本条第1項の変更申し込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第8条 （退会）

1. 退会しようとする会員は、退会の14日前までに、任意の書式にて退会届出書を代表理事に対して提出しなければならない。
2. 未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当法人への未払い支払いを免れないものとする。

第9条 （会員資格の喪失）

1. 当法人は、定款に定めるほか、会員が各号の1つに該当すると認めた場合、会員資格を喪失させることができる。
 - ① 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。
 - ② 会費の納入が、有効期間の最終日から計算して無断で2週間以上遅延したとき。
 - ③ 本法人の活動を通じて、他会員のプロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
 - ④ 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - ⑤ 本規約、その他当法人の定める規則に反したとき。
 - ⑥ その他、本法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。
2. 会員が社員総会決議により除名されたときは、該当会員は、代表理事がかかる除名の決定を該当会員に対して書面を持って通知したときに会員たる資格を喪失する。

第10条 （会員資格の喪失後の権利及び義務）

退会後または除名により会員資格を喪失したものは、会員の資格に基づき当法人より付与または許諾された一切の権利をも喪失する。

（権利及び特典）

第11条 （会員の権利）

1. 正会員は、次の権利を有する。
 - ① 当法人の社員総会における各1個の議決権。
 - ② 当法人の役員を選挙し、また選挙されることができる権利。
 - ③ 当法人の参画会員と同条件で全てのサービスを利用できる権利
2. 参画会員は、次の権利を有する。
 - ① 本人とその配偶者またそのお子様が当法人の参画会員向けのサービスの利用、その他サービスを特別料金での利用ができる権利。
 - ② 当法人の正会員を参画会員の中から1名選挙し、また選挙されることができる権利。
3. 協力会員は、次の権利を有する。
 - ① 個人の場合本人とその配偶者またはお子様が、法人・団体の場合代表者2名が当法人の協力会員向けのサービスの利用、その他サービスを特別料金で利用できる権利。

4. 賛助会員は、次の権利を有する。
 - ① TEIEN の会員であることを外部に伝えることのできる権利。
 - ② 当法人の Web サイトなどのネット媒体などで、名前やニックネームを公開することができる権利。
5. 名誉会員は、次の権利を有する。
 - ① サービスを特別料金の利用できる権利。
 - ② 当法人の正会員を名誉会員の中から 1 名選挙し、また選挙されることができる権利。

(規約の追加または変更)

第12条 (規約の追加または変更)

1. 本規約に定めてない事項については、代表理事の立案後、社員総会での審査により過半数の賛成を得て定めるものとする。
2. 会員の権利や特典については、代表理事の立案後、社員総会での審査により定めるものとし、ウェブサイト上に記載された翌月から効力を発する。

(免責及び損害賠償)

第13条 (免責及び損害賠償)

1. 人的災害や自然災害、コンピューターや通信回線のトラブルによってやむをえず、会員サービスを変更、中止または一時停止せざるおえない場合も、当法人は一切の責任を負わない。
2. 会員は、当法人のサービスや特典で得た現物品や情報等についての管理は自己責任とし、これらに起因して起こった会員または第三者とのトラブルに対して、当法人は一切の責任を負わない。
3. 当法人の重過失が認められる場合を除き、会員または第三者とのトラブルは、該当者間で処理するものとし、当法人は一切の責任を負わない。
4. 本規約違反等による当法人から当該会員への措置によって生じたいかなる損害にも、当法人は一切の責任を負わない。
5. 会員が退会または会員資格の取り消し等により、会員資格をも失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 (個人情報の保護)

当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万

全を期すものとする。

第15条（反社会勢力への対応）

1. 当法人は、会員が次の各号に該当する場合、催告することなく、当該会員に対して、会員資格の取り消しをできるものとする。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等提供、または便宜を供給する等の関与が認められるとき。
 - ⑤ 自らまたは第三者を利用して、当法人または当法人の関係者に詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
2. 当法人は、会員が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、催告することなく、当該会員に対して、会員資格の取り消しをできるものとする。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 会員は反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が実質的に関与している法人等でないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとする。
4. 当法人は、本条の規定により、会員資格の取り消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償または補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

附則

本規則は、令和7年4月3日から施行する。